

# 藤枝サッカースポーツ少年団団則

## 第1条（名称）

本団は、藤枝サッカースポーツ少年団と称す。

## 第2条（目的）

サッカー及び文化的諸活動を通じて、心身を鍛練し、より良き社会人となることを目的とする。

## 第3条（組織）

団員は、藤枝小学校の1～6年生の児童を主体とするが、その他においても後援会役員承認により、団員とすることができる。

## 第4条（活動方針）

本団は、社会教育の一環として、日本スポーツ少年団の教育方針に基づき、活動を行う。

## 第5条（団活動）

1. 練習は、別に定める活動基本方針に基づいて行う。
2. リクレーション、奉仕活動、文化活動には、積極的に参加する。
3. 第3日曜日は原則として、団活動は行わない。
4. 団活動の場所は、藤枝小学校の施設を主体に行う。

## 第6条（役員）

本団には、次の役員を置く。

（運営委員及びコーチングスタッフ）

代表者	1名
副代表	1名
各種委員	若干名
監督	若干名
コーチ	若干名

（後援会役員）

後援会会長	1名
後援会副会長	若干名
会計	若干名
会計監査	若干名
相談役	2名

## 第7条（役員を選出）

1. 運営委員及びコーチングスタッフは、発足総会にて決定する。
2. 後援会役員は、後援会会則による。
3. 役員から辞任の申し入れがあった場合は、役員で受理するか否かを協議し決定する。

## 第8条（役員の任期）

1. 運営委員及びコーチングスタッフの任期は1年とするが、再任を妨げない。
2. 後援会役員の任期は、後援会会則による。

## 第9条（役員の職務）

1. 代表者は、団を代表して業務を遂行する。

2. 代表者は、役員会及び総会を招集できる。
3. 監督、コーチは、団員の把握に努め、練習を円滑に行う。
4. 監督、コーチは、少年団指導者心得を十分理解して、行動する。
5. 各種委員は、与えられた各役割分担を遂行する。
6. 後援会役員については、後援会会則による。

#### 第10条（入退団）

1. 入団希望者は、所定の書類に必要事項を記入のうえ、後援会会長まで提出しなければならない。その受付は随時行う。
2. 退団希望者は、所定の書類に必要事項を記入のうえ、後援会会長まで提出しなければならない。

#### 第11条（休団）

病気、けが等で休団する団員の保護者は、速やかに休団届を後援会会長に提出しなければならない。

#### 第12条（団運営費等）

1. 登録料等（保険、登録料）は1名につき4,000円とし、毎年徴収する。
2. 団運営費は、1,2年生2,500円、3～6年生3,500円とし、毎月徴収する。ただし、必要があるときは、役員承認を得て臨時に徴収することができる。
3. 団運営費等集金義務は後援会が負う。
4. 病気、けが等で2ヶ月以上休団する場合は、保護者の申出により、後援会役員協議により、団運営費を免除することができる。

#### 第13条（総会）

総会については、後援会会則による。

#### 第14条（団則の決定及び変更）

少年団団則は、総会の決議により、決定及び変更することができる。

#### 附 則

この少年団団則は、平成30年4月1日より施行し、第55期発足総会より適用する。